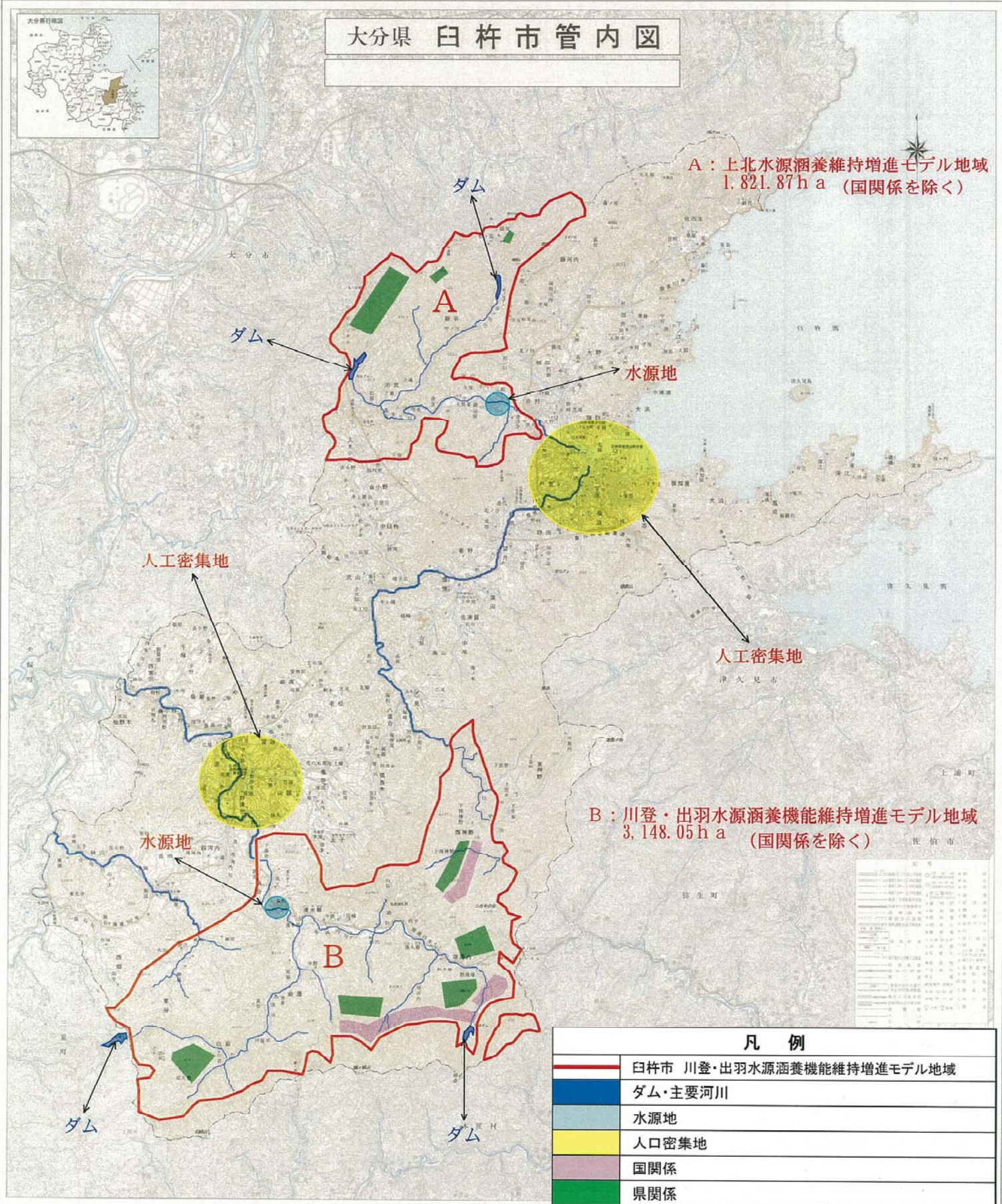


大分県 臼杵市管内図



A : 上北水源涵養維持増進モデル地域
1,821.87ha (国関係を除く)

B : 川登・出羽水源涵養機能維持増進モデル地域
3,148.05ha (国関係を除く)

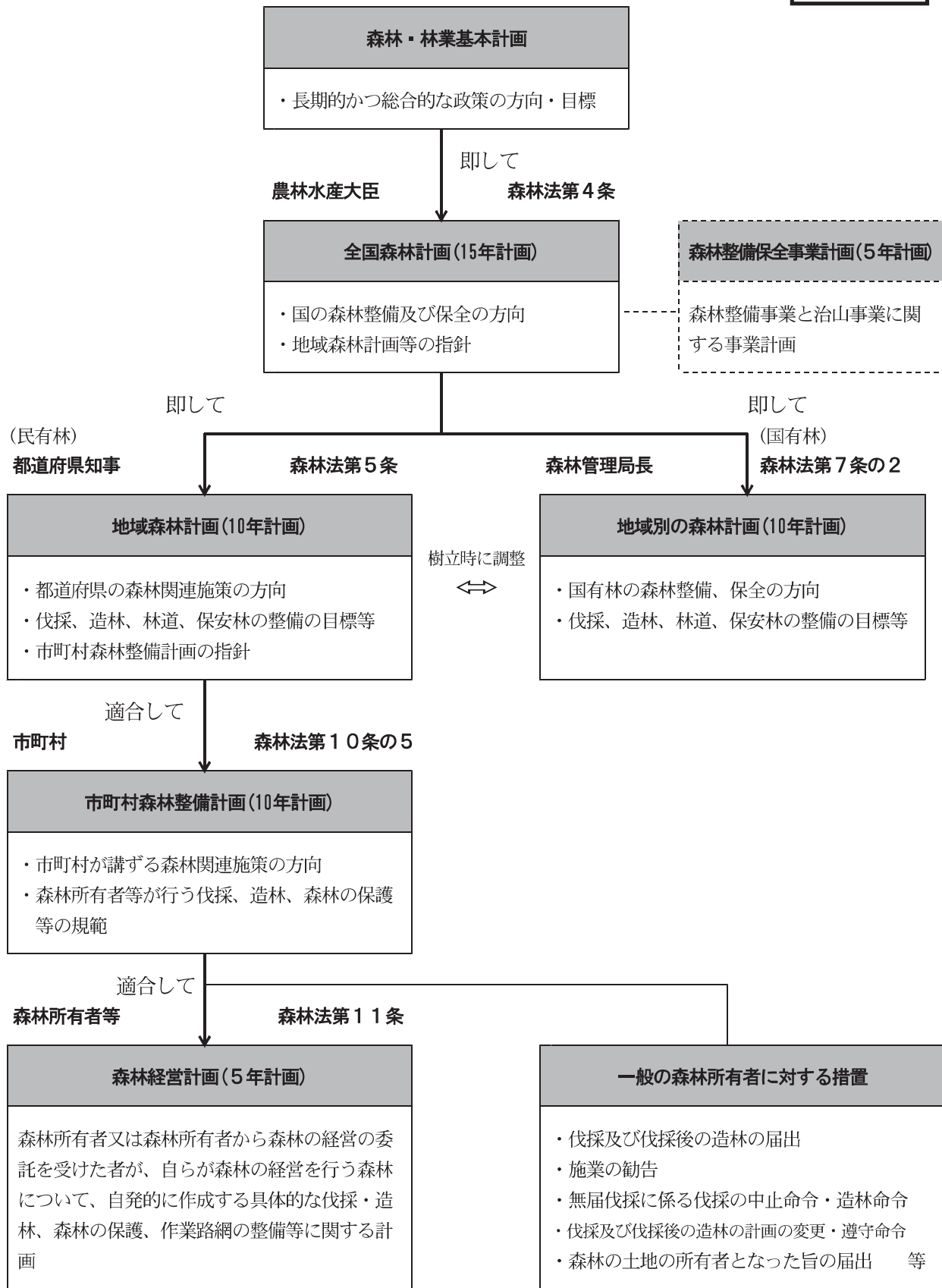
凡例

	臼杵市 川登・出羽水源涵養機能維持増進モデル地域
	ダム・主要河川
	水源地
	人口密集地
	国関係
	県関係

平成十七年一月

大分県 臼杵市役所

政府 森林・林業基本法第11条



皆伐写真

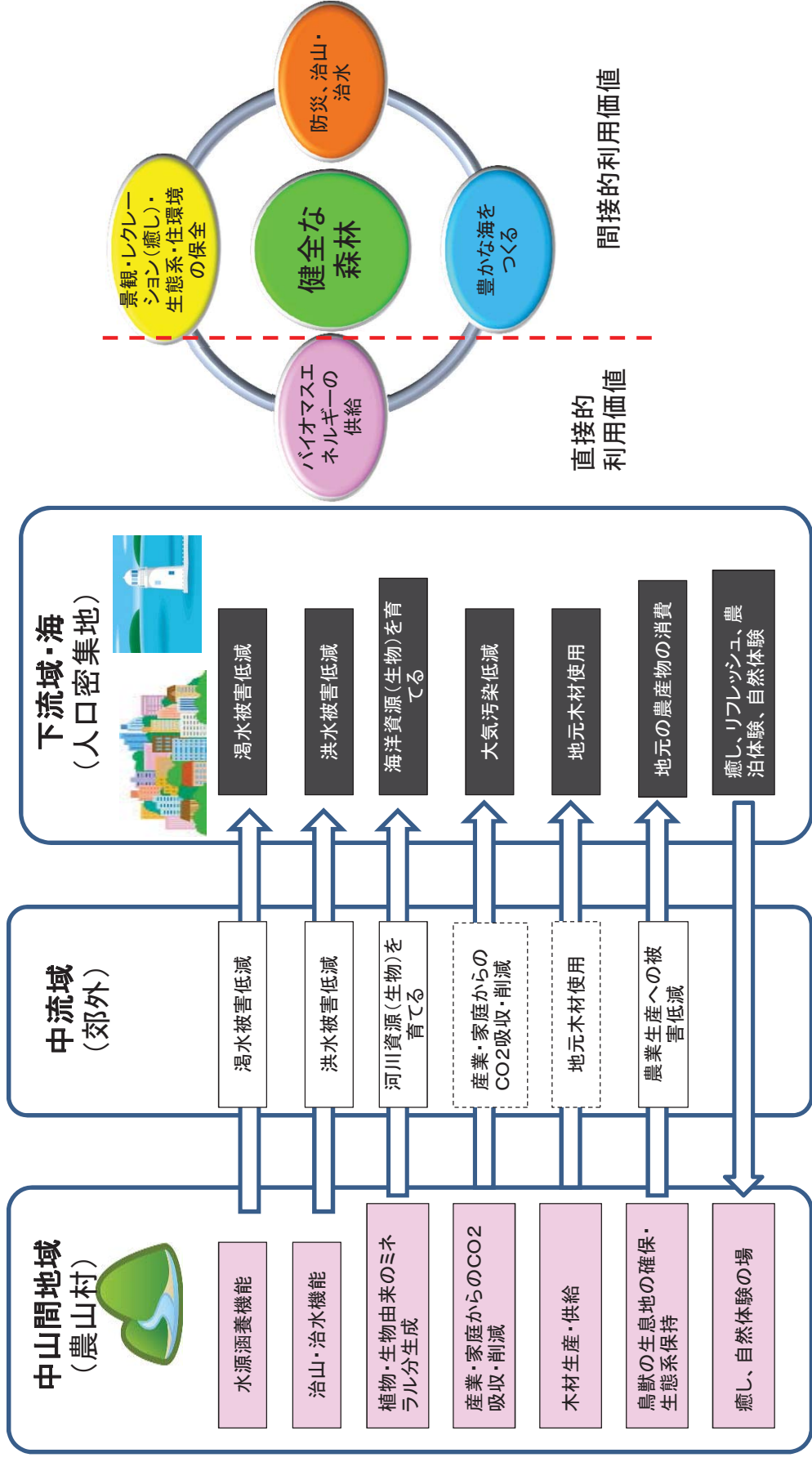
資料3



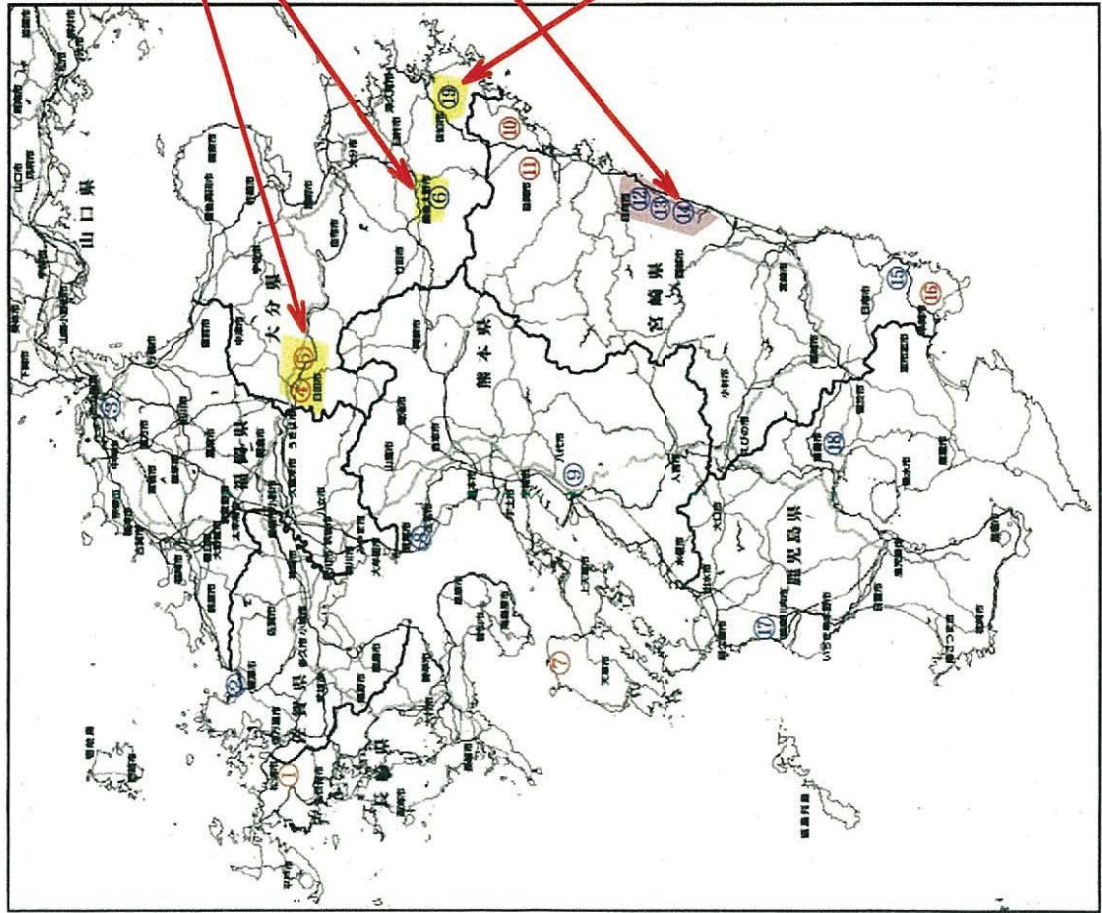
資料4

森林の健全化は、市民全体の暮らしを守り、太古より継承してきた風土を遺すために不可欠です

森林は、建材等への木材供給のほか、や椎茸や筍の生産等の1次産業の経済的な価値以外に、市内全域の環境や暮らしに、非常に重要な影響をもたらします。また、森林環境は、山間地域の問題ではなく、河川の流域や海の環境にも深く関わる、自然の営みを守る根幹を成します。



木質資源を利用する可能性のある木質バイオマス発電所(計画を含む)(平成26年8月末時点)



番号	稼働年度 (予定も含む)	事業予定地 (県名)	出力規模 (発電量Kw)	木質燃料使用量 (生千t)	備考
①	H1	長崎県	2,000,000	22	石炭・ペレット等
②	H27	佐賀県	8,300	90	木質専焼
③	H29	福岡県	112,000	330	石炭
④	H18	大分県	12,000	120	木質専焼
⑤	H25	大分県	5,700	70	木質専焼
⑥	H27	大分県	18,000	210	木質専焼
⑦	H7	熊本県	1,400,000	15	石炭混焼
⑧	H28	熊本県	5,600	-	木質専焼
⑨	H27	熊本県	5,000	-	木質専焼
⑩	H24	宮崎県	14,000	100	石炭・PPF混焼
⑪	H18	宮崎県	50,000	10	石炭混焼
⑫	H27	宮崎県	18,000	200	木質専焼
⑬	H27	宮崎県	5,700	72	木質専焼
⑭	H27	宮崎県	5,700	72	木質専焼
⑮	H27	宮崎県	25,000	227	石炭混焼
⑯	H18	宮崎県	1,300	27	木質専焼
⑰	H27	鹿児島県	23,700	182	木質専焼
⑱	H27	鹿児島県	5,700	70	木質専焼
⑲	H27	大分県	2,500	40	木質専焼

都道府県知事(沖縄県知事を除く。)あて
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁あて
全国森林組合連合会会長あて
全国森林整備協会会長あて
全国素材生産業協同組合連合会会長あて
一般社団法人 全国木材組合連合会会長あて
一般社団法人 日本林業経営者協会会長あて
社団法人 日本林業協会会長あて
一般社団法人 林業機械化協会会長あて

農林水産事務次官

森林取得資金融通取扱要綱

第 1 趣旨

林業者又はこれらの者の組織する法人に対し、森林取得資金(株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。)別表第 5 第 3 号の 1 に掲げる資金(平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号(株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件。以下「告示」という。)第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。)をいう。以下同じ。)を株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から融通することにより、林業経営の規模の拡大及び林業経営の改善を積極的に図り、林業構造の改善に資するものとする。

第 2 資金の内容

森林取得資金の貸付対象者、貸付金の用途及び貸付条件等は次に掲げるとおりであり、その詳細は公庫が定めるところによるものとする。

1 貸付対象者

森林取得資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者であつて、当該資金の貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けたもの又は森林整備・林業等振興整備交付金事業促進対策融資要綱(平成 2 年 6 月 18 日付け 2 林野組第 95 号農林水産事務次官依命通知。以下「整備交付金融融資要綱」という。)で定めるところにより林地の取得に関する計画を含む単独融資事業実施計画につき市町村長若しくは都道府県知事の承認を受けたもの

ア 林業を営む個人

イ 林業を営む法人(中小企業等協同組合、農事組合法人、株式会社及び持分会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。)に限る。以下同じ。)

ウ 生産森林組合

エ 森林組合

オ 森林整備法人(分収林特別措置法(昭和 33 年法律第 57 号)第 9 条第 2 号に規定する法人をいう。以下同じ。)

ただし、2 の(1)の資金については、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 10 第 4 項の規定による市町村長の勧告に係る協議又は同法第 10 条の 11 の規定による都道府県知事の調停に基づき森林を取得する場合に限る。

カ 地方公共団体

ただし、2 の(1)の資金については、分収育林契約により立木を取得する場合に限る。

(2) 森林組合、農業協同組合及び森林組合連合会((1)のアからウまでに掲げる者に転貸する場合に限る。)

2 貸付金の使途

森林取得資金の貸付金の使途は、次のとおりとする。

(1) 人工林若しくは天然林改良林の取得又は造林のための土地の取得(ただし、林齢 60 年を超える森林を取得する場合は、林齢 60 年以下の森林と一体的に取得する場合に限る。)

(2) 分収造林契約(一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地について造林を行うもの及びこれらの者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。)の当事者による当該契約に係る他の契約当事者からの当該契約の契約事項の実施により植栽された樹木の持分の取得

ア 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収すること。

イ 契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とすること。

ウ イの場合における各共有者の持分の割合は、アの一定の割合と等しいものとする。

(3) 分収育林契約(一定の土地に植栽された樹木についての保育及び管理(以下「育林」という。)に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその樹木について育林を行うもの及びこれらの者以外の者でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。)の当事者による当該契約に係る他の契約当事者からの当該契約に係る樹木(当該契約の締結時において樹齢が 45 年以下のものに限る。)の持分の取得

ア 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る育林による収益を分収すること。

イ 契約の締結の際、当該樹木を所有している契約当事者は当該樹木を各契約当事者の共有とし、他の契約当事者は当該樹木の持分の対価を支払う義務を負うこと。

ウ イの場合における各共有者の持分の割合は、アの一定の割合と等しいものとする。

3 貸付金の最高限度額

森林取得資金の貸付金の最高限度額は、次のとおりとする。

(1) 貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額

ア 個人にあつては、1,200 万円(育林資金(公庫法別表第 5 第 3 号の 2 に掲げる資金(告示第 6 号の 4 に掲げるものに限る。))をいう。以下同じ。))及び農林漁業施設資金(同表第 3 号の 3 に掲げる資金(告示第 10 号の 1 の(3)に掲げるものに限る。))をいう。以下同じ。))に係るものと通算する。)

ただし、以下の(ア)から(エ)までに該当する場合には 3,600 万円

(ア) 次の事業の実施地域又は林野庁長官が別に定める市町村の区域を含む森林法第 7 条に規定する森林計画区内に居住する者が当該事業の実施期間中又は当該特定市町村が作成する市町村森林整備計画の計画期間中に当該事業実施地域内又は当該特定市町村の区域内の森林を取得する場合

(a) 林業構造改善事業促進対策実施要領(昭和 40 年 5 月 10 日付け 40 林野組第 112 号農林事務次官通知)、第 2 次林業構造改善事業促進対策要綱(昭和 47 年 8 月 25 日付け 47 林野組第 106 号農林事務次官通知)、新林業構造改善事業促進対策要綱(昭和 55 年 6 月 30 日付け 55 林野組第 137 号農林水産事務次官依命通知)、林業山村活性化林業構造改善事業促進対策要綱(平成 2 年 6 月 18 日付け 2 林野組第 90 号農林水産事務次官依命通知)及び経営基盤強化林業構造改善事業促進対策要綱(平成 8 年 5 月 10 日付け 8 林野組第 36 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業並びに林業生産流通総合対策実施要領(平成 10 年 4 月 8 日付け 10 林野政第 241 号農林水産事務次官依命通知)に定める地域林業経営確立林業構造改善事業、経営基盤強化林業構造改善事業及び林業山村活性化林業構造改善事業

(b) 林業生産流通総合対策実施要領に基づく林業経営構造対策事業

(c) 強い林業・木材産業づくり交付金実施要綱(平成 17 年 3 月 30 日付け 16 林政経第 197 号農林水産事務次官依命通知)の別表に定める林業構造確立施設の整備に係る事業

(d) 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林政経第 306 号農林水産事務次官依命通知)の別表に定める林業構造確立施設の整備に係る事業

(e) 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱(平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政経第 105 号農林水産事務次官依命通知)の別表に定める高性能林業機械等の整備(林業の持続的かつ健全な発展を目的とするものに限る。))に係る事業

(f) 森林居住環境整備事業実施要綱(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 833 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業又は里山エリア再生交付金実施要綱(平成 18 年 3 月 31 日付け 17 林整整第 1019 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業

(g) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領(平成 11 年 3 月 19 日付け 11 構改 B 第 322 号農林水産事務次官依命通知)に基づく新山村振興等農林漁業特別対策事業

(h) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 100 号農林水産事務次官依命通知)第 3 に定める交付対象事業であつて、林野庁長官が別に定めるもの

(イ) 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱の別表に定める高性能林業機械等の整備(林業の持続的かつ健全な発展を目的とするものに限る。))に係る事業計画に基づいて森林を取得する場合

- (ウ) 隣接する森林を取得する場合
- (エ) 在村(市、町)者が同村(市、町)内の森林を取得するに当たり次のいずれかに該当する場合
- (a) 譲渡人が不在村(市、町)者である場合
 - (b) 譲渡人が離村(市、町)する場合
 - (c) 譲渡人が農林漁業を営まなくなる場合
- イ 林業を営む法人及び生産森林組合にあつては、4,000 万円(育林資金及び農林漁業施設資金と通算する。)
- ウ 森林組合にあつては、9,000 万円(育林資金と通算する。)
- エ 森林整備法人にあつては、1 億 3,500 万円(ただし、2 の(1)に係るものについては、9,000 万円)
- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。)第 3 条に定める林業経営改善計画(以下「林業経営改善計画」という。)に基づいて行う森林の取得であつて、取得しようとする森林が暫定措置法第 5 条第 3 項の林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則(平成 5 年農林水産省令第 35 号)第 2 条に定める要件に該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額
- ア 個人にあつては、7,000 万円(育林資金及び農林漁業施設資金に係るものと通算する。)
- イ 林業を営む法人及び生産森林組合にあつては、2 億 5,000 万円(育林資金及び農林漁業施設資金に係るものと通算する。)
- ウ 森林組合にあつては、2 億 5,000 万円(育林資金に係るものと通算する。)
- エ 森林整備法人にあつては、2 億 5,000 万円
- (3) (2)の要件に該当する場合に加えて以下の要件を満たす場合は、貸付けを受ける者の負担する額の 90%に相当する額又は 5 億円のいずれか低い額
- ただし、2 の(1)に規定する貸付金の使途であつて、平成 26 年 3 月 31 日までに貸付けの決定を行ったものに限る。
- ア 現在所有している森林の面積が概ね 100ha 以上 300ha 未満の林業経営体が、その所有している森林の面積の 10%に相当する面積以上の森林を取得する場合
- イ 現在所有している森林の面積が 300ha 以上の林業経営体が 30ha 以上の森林を取得する場合
- (4) 森林法第 10 条の 10 第 2 項の規定による通知に係る「要間伐森林」及び同法第 39 条の 4 の規定により地域森林計画に定める「要整備森林」を取得する場合には、(1)及び(2)の規定にかかわらず、貸付けを受ける者の負担する額又は(1)のアからエまで((2)の規定に該当する場合には(2)のアからエまで)のそれぞれに掲げる額のいずれか低い額
- 4 利率

森林取得資金の貸付利率は、公庫法第 12 条第 4 項及び附則第 35 条の規定に基づき、年 5 分以内で公庫の定める利率とする。

5 償還期限

25 年以内(地方公共団体が行う森林の取得については 20 年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「財特法」という。)第 121 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行に関する政令(平成 23 年政令第 132 号。以下「財特法政令」という。)第 13 条第 1 項に定める者にあつては、平成 28 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるものに限り、28 年以内(地方公共団体が行う森林の取得については 23 年以内)とする。

3 の(2)の要件に該当する場合は、35 年以内(地方公共団体が行う森林の取得については 30 年以内)

ただし、財特法第 121 条第 1 項の規定に基づき、財特法政令第 13 条第 1 項に定める者にあつては、平成 28 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるものに限り、38 年以内(地方公共団体が行う森林の取得については 33 年以内)とする。

6 据置期間

25 年以内(地方公共団体が行う森林の取得については 20 年以内)

ただし、財特法第 121 条第 1 項の規定に基づき、財特法政令第 13 条第 1 項に定める者にあつては、平成 28 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるものに限り、28 年以内(地方公共団体が行う森林の取得については 23 年以内)とする。

3 の(2)の要件に該当する場合は、25 年以内

ただし、財特法第 121 条第 1 項の規定に基づき、財特法政令第 13 条第 1 項に定める者にあつては、平成 28 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるものに限り、28 年以内とする。

第 3 林業経営改善推進計画

1 第 2 の 1 の(1)の本文に規定する都道府県知事の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、林業経営改善推進計画を作成し、これを貸付適格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に添え、都道府県知事に提出しなければならない。この場合、原則として取得する森林の所在地の属する森林組合を経由して提出するものとする。

2 1 に規定する林業経営改善推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 林業経営の現況
- (2) 取得する森林の状況
- (3) 森林の適正な管理のための基本方針
- (4) 施業実行計画及び実行形態
- (5) 必要資金の額及び調達方法
- (6) 借入金の償還計画
- (7) その他必要な事項

第 4 認定の要件

都道府県知事は、第 3 の 1 により認定申請書の提出があったときは、次の表の第 1 欄に掲げる資金の種類及び同表の第 2 欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる要件を満たす場合に限り、第 2 の 1 の(1)の本文に規定する認定を行うものとする。

また、申請者が暫定措置法第 5 条第 3 項に規定する森林取得資金の償還期限の特例措置の適用を受けようとする場合には、都道府県知事は、償還期限の特例要件(同表の第 2 欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる要件及び(10)に掲げる要件をいう。以下同じ。)を満たす場合に限り、第 2 の 1 の(1)の本文に規定する認定を行うものとする。

なお、申請者が第 2 の 3 の(3)の貸付限度額の特例措置の適用を受けようとする場合には、都道府県知事は、償還期限の特例要件に加え、(11)に掲げる要件を満たす場合に限り、第 2 の 1 の(1)の本文に規定する認定を行うものとする。

資金の種類	申請者	要件
第 2 の 2 の(1)の資金	個人	(1)から(7)まで及び(9)
	林業を営む法人、生産森林組合、森林組合及び森林整備法人	(1)から(5)まで及び(9)
	地方公共団体	(1)から(4)まで及び(9)
第 2 の 2 の(2)又は(3)の資金	個人	(1)、(2)及び(6)から(8)まで
	林業を営む法人及び生産森林組合	(1)、(2)及び(8)
	森林組合、森林整備法人及び地方公共団体	(1)及び(2)

- (1) 申請者が林業経営に意欲を有し、経営する育林地を適切に施業・管理して林業を営むと認められること。
- (2) 申請者が暫定措置法第 3 条第 1 項の認定(当該認定の変更の認定を含む。)を受けた者又はこれに準ずる者(暫定措置法第 2 条の 2 に基づく基本構想における林業経営の類型ごとの指標に定める経営面積以上の経営規模(森林の取得により当該規模を達成する場合を含む。)を有する者)であること。
- (3) 申請者の取得しようとする森林が、林野庁長官が別に定める地域に所在すること。
- (4) 申請者の取得しようとする「人工林」又は「天然林改良林」の林齢が 60 年を超える場合には、当該森林において、取得の日から 5 年以内に皆伐しない計画のものであること。

- (5) 申請者の取得しようとする「造林のための土地」は、取得の日から 2 年以内に人工植栽又は天然林改良を行う計画のものであること。
- (6) 申請者が高齢(60 歳以上)の場合には、原則として後継者がいること。
- (7) 申請者が当該貸付けを受けることが必要であって他に適当な方法がないこと。
- (8) 申請者が林野庁長官が別に定める地域において現に林業を営んでいること。
- (9) 申請者の取得しようとする森林が新たに締結する分収育林契約に基づき取得する森林である場合には、取得の日から 2 年以内に育林を行う計画のあるものであること。
- (10) 申請者の取得しようとする森林が暫定措置法第 5 条第 3 項の林地保有の合理化に寄与するものとして暫定措置法施行規則第 2 条で定める要件を満たすものであること。
- (11) 現在所有している森林の面積が概ね 100ha 以上 300ha 未満の林業経営体が、その所有している森林の面積の 10%に相当する面積以上の森林を取得すること又は現在所有している森林の面積が 300ha 以上の林業経営体が 30ha 以上の森林を取得すること。

第 5 公庫等に対する通知

都道府県知事は、貸付けを受けることが適当である旨の認定を行ったときは、その旨を申請者及び公庫に通知し、認定しないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

第 6 林業経営改善推進計画の達成指導

都道府県知事は、資金の貸付けを受けた者(その者の一般承継人を含む。以下「借受者」という。)に対し、必要に応じ、森林組合の協力を得て、その林業経営改善推進計画の達成につき必要な指導を行うものとする。

第 7 森林・林業再生基盤づくり交付金事業計画又は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金活性化計画に基づく林地の取得

- 1 森林・林業再生基盤づくり交付金事業計画又は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金活性化計画に基づいて林地を取得する場合に本資金の貸付けを受けようとする者(以下「事業主体」という。)は、整備交付金融資要綱第 2 の 2 の(1)に定めるところにより、林地の取得を含む単独融資事業実施計画を作成し、市町村長又は都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業主体から 1 の単独融資事業実施計画の承認申請があったときは、市町村長又は都道府県知事は、整備交付金融資要綱に定めるほか、次により取り扱うものとする。
 - (1) 整備交付金融資要綱第 2 の 2 の(2)のアにより市町村長が単独融資事業実施計画の承認を行う場合には、あらかじめ都道府県知事と協議することとされている。この場合、市町村長から協議を受けた都道府県知事は、当該単独融資事業実施計画のうち林地の取得に関する計画の部分について認定申請書及び林業経営改善推進計画の提出があったものとみなして、第 4 に規定する要件を満たすかどうか判断し、その結果を市町村長に回答するものとする。

市町村長は、第 4 に規定する要件を満たす旨都道府県知事から回答があった場合に、当該単独融資事業実施計画の承認を行うものとする。

- (2) 整備交付金融資要綱第 2 の 2 の(2)のイにより、都道府県知事が単独融資事業実施計画の承認を行う場合には、都道府県知事は、市町村長から承認申請の進達のあった当該単独融資事業実施計画のうち林地の取得に関する計画の部分について認定申請書及び林業経営改善推進計画の提出があったものとみなし、第 4 に規定する要件を満たす場合に当該単独融資事業実施計画の承認を行うものとする。

第 8 転用違約金の徴収

第 2 の 2 の(1)の資金の借受者が当該資金により取得した森林について資金貸付契約締結の日から 3 年以内に森林以外の用途に供するため他に譲渡した場合は、林野庁長官が別に定める場合を除き、公庫は転用違約金を徴収するものとする。

第 9 その他

本措置の運用につき必要な事項については、林野庁長官が定めるところによるものとする。